

送配電等業務指針の変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。  
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 電気事業法改正に伴う規定の変更

【該当条文：第12条、第16条から第19条、第22条、第23条、  
第26条、第62条、第64条の2、第135条、  
第139条、第141条、第144条、第152条、  
第153条、第154条から第156条、第165条、  
第166条、第168条から第170条、  
第173条から第175条、第184条、第186条、  
第189条、第191条、第193条、第209条の2、  
第221条、第230条、第244条  
附則（平成30年6月29日）第2条（変更）】

- ・発電設備に蓄電設備を含む場合等について、電気事業法と同様の考え方で表現を見直し。

2. ノンファーム型接続に関する規定の変更

【該当条文：第62条、第77条、第79条、第84条、第85条、  
第89条、第92条から第94条、第97条、  
第105条、第120条の4、第121条の2、  
第122条の3、第122条の9、第122条の10、  
第123条の2、第124条、第153条（変更）  
第153条の2、第153条の3（新設）】

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑を前提とした設備形成を行う旨規定。
- ・配電系統等を除き、混雑を前提とした設備形成を行うことから、発電設備の連系時における送電系統の容量確保の概念等が不要となるため、関係する規定を変更。
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を活用してもなお基幹系

統に平常時の混雑が発生する場合、調整力以外の電源の出力抑制等を行う旨及びその出力抑制等を行う電源の順位を規定。

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の混雑解消のため自然変動電源の出力抑制を実施した場合には、本機関へ出力抑制に関する資料を提出する旨規定。

### 3. 系統連系技術要件に関する規定の変更

【該当条文：第135条（変更）】

- ・「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等で定めるべき発電設備の仕様等の具体的な内容の記載を削除。
- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系技術要件において、系統連系する際に必要となる内容を定めなければならない旨規定。

### 4. その他

- ・経過措置であった実需同時同量契約終了に伴う変更等。

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 214 1460 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="379 718 1190 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="477 1434 1092 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2439 214 2837 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1771 718 2582 821">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1863 1434 2478 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和 年 月 日変更</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(<u>発電設備</u>の廃止計画の提出)</p> <p>第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。</p>	<p>(<u>発電設備等</u>の廃止計画の提出)</p> <p>第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。</p>
<p>(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第16条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な<u>発電設備</u>の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>	<p>(一般送配電事業者又は配電事業者による電源入札等の検討の要請)</p> <p>第16条 一般送配電事業者又は配電事業者は、大規模な<u>発電等用電気工作物</u>(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。</p>
<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の<u>発電用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</p> <p>第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の<u>発電等用電気工作物</u>その他の供給能力の運転実績及び運転計画</p> <p>ウ (略)</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(電源入札等の基本要件の記載事項)</p> <p>第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源等(<u>発電用電気工作物</u>の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四～十二 (略)</p>	<p>(電源入札等の基本要件の記載事項)</p> <p>第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電源入札等の対象となる電源等(<u>発電等用電気工作物</u>の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</p> <p>四～十二 (略)</p>
<p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 <u>発電用電気工作物</u>を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。</p> <p>二～五 (略)</p>	<p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条の規定による本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p>一 <u>発電等用電気工作物</u>を維持し、運用することその他の供給能力の確保ができる技術力があること。</p> <p>二～五 (略)</p>
<p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業継続性 事業者の財務健全性、<u>発電設備</u>の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</p> <p>六～八 (略)</p>	<p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業継続性 事業者の財務健全性、<u>発電等用電気工作物</u>の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</p> <p>六～八 (略)</p>
<p>(落札者の電源等維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、<u>発電用電気工作物</u>の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報</p>	<p>(落札者の電源等維持運用業務の報告)</p> <p>第23条 電源等維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、<u>発電等用電気工作物</u>の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源等維持運用業務の内容を報</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
告しなければならない。	報告しなければならない。
<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の<u>発電設備</u>や特定の<u>発電設備設置者</u>を優遇してはならない。</p>	<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者及び配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の<u>発電設備等</u>や特定の<u>電気供給事業者</u>を優遇してはならない。</p>
<p>(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)</p> <p>第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、<u>発電出力</u>、需要、系統構成等を前提に、これを行う。</p>	<p>(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)</p> <p>第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、<u>発電設備等の出力</u> (連系線以外の流通設備にあっては、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制も考慮したもの。)、需要、系統構成等を前提に、これを行う。</p>
<p>(電力設備の単一故障発生による発電抑制)</p> <p>第64条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N－1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。</p> <p>一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N－1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電に要したであろう費用 (F I T電源が発電抑制の対象となった場合は、当該F I T電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号) 第13条の3の4 (同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する回避可能費用単価を乗じた額) を差し引いた額</p> <p>二 発電抑制の対象となった発電設備等がF I T電源である場合には、N－1電制が実施されなかったとしたときに<u>当該F I T電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額</u>から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I T電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額</p> <p>三 発電抑制の対象となった発電設備等がF I P電源である場合には、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I P電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額 (当該F I P電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、<u>当該F I P電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第15条の3の規定により算定される調整交付金として得られたであろう収益に相当する額</u>から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I P電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額)</p> <p>四 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(電力設備の単一故障発生による発電抑制)</p> <p>第64条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者及び配電事業者は、N－1電制を実施した場合には、発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者又は特定契約者に対し、次の各号に掲げる額を負担しなければならない。</p> <p>一 発電抑制の対象となった発電設備等を維持し、及び運用する電気供給事業者に係る発電契約者が、N－1電制の実施により当該発電設備等以外から電気の供給を受けた場合には、その電気の供給を受けるために要した費用から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該発電設備等の発電<u>又は放電</u>に要したであろう費用 (F I T電源が発電抑制の対象となった場合は、当該F I T電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則 (平成24年経済産業省令第46号) 第13条の3の4 (同令附則第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する回避可能費用単価を乗じた額) を差し引いた額</p> <p>二 発電抑制の対象となった発電設備等がF I T電源である場合には、N－1電制が実施されなかったとしたときに<u>当該F I T電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第3条第2項又は第8条第1項に規定する調達価格を乗じた額</u>から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I T電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額</p> <p>三 発電抑制の対象となった発電設備等がF I P電源である場合には、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I P電源の発電により再生可能エネルギー電気特措法第2条の4の規定により算定される供給促進交付金として得られたであろう収益に相当する額 (当該F I P電源が再生可能エネルギー電気措置法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している場合には、<u>当該F I P電源が供給したであろう電力量に再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達価格を乗じた額</u>から、N－1電制が実施されなかったとしたときに当該F I P電源が発電に要したであろう費用を差し引いた額)</p> <p>四 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 希望受電電圧が特別高圧である場合</p> <p>ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統 (連系線を除く。以下、<u>この号</u>に</p>	<p>(事前相談の回答)</p> <p>第77条 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 希望受電電圧が特別高圧である場合</p> <p>ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統 (連系線を除く。以下この号にお</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力</p> <p>イ (略)</p> <p>二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力</p> <p>ウ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>いて同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無又は平常時における混雑発生の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力</p> <p>イ (略)</p> <p>二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下この号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力</p> <p>ウ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(ただし、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(送電系統へ与える影響がない、又は軽微であるとして、一般送配電事業者等が接続検討を不要と判断した場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第84条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みの受付後、<u>連系線以外の流通設備に平常時において混雑が発生する場合の発電設備等の出力抑制も考慮の上</u>、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合</u> <u>新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。))の連系可能量をいう。))の範囲内であるかどうかを判定した結果</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前条第1項の規定による検討結果が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容を前項の接続検討の回答書に明示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合</u></p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>接続検討の回答後、他の系統連系希望者の契約申込みに伴う連系予約(第92条第1項に定める連系予約をいう。))によって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>変動がある場合</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(送電系統の暫定的な容量確保)</p> <p>第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>送電系統(ただし、連系線は除く。以下、この条において同じ。)</u>へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、<u>暫定的に送電系統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(連系予約)</p> <p>第92条 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、<u>連系予約(当該発電設備等が送電系統(連系線を除く。以下この条において同じ。)</u>へ連系等されたものとして取り扱うことをいい、<u>高压以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。以下同じ。)</u>を行う。ただし、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>送電系統に暫定的に容量を確保する。</u></p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(連系予約の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、<u>連系予約を行う。</u></p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により<u>暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>送電系統の容量を確保</u>していると判断される場合</p>	<p>(連系予約の取消し)</p> <p>第94条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条の規定により<u>実施した連系予約(暫定的に送電系統の容量を確保した場合は、その容量の全部又は一部)</u>を取り消すことができる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に<u>連系予約</u>をしていると判断される場合</p>
<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条の規定により<u>暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した<u>送電系統の容量</u>を取り消す。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(連系予約の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に規定する<u>連系予約</u>を確定させる。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した<u>連系予約</u>を取り消す。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により<u>送電系統の容量</u>を取り消した場合</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第105条 一般送配電事業者等は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。</p> <p>一 第97条第2項第1号及び第2号の規定により<u>連系予約</u>を取り消した場合</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高压の送電系統(特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる特別高压の送電系統(特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。)の工事が、当該開始の申込みを受け付けた</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>実施する場合は除く。以下、この節において同じ。)が、当該開始の申込みを受け付けた一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>	<p>一般送配電事業者等の運用する送電系統ではない場合には、対象となる送電系統を運用する他の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、第120条の4第1項第1号の規定による電源接続案件一括検討プロセスの開始判断を速やかに依頼する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u></p> <p>五 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、第124条第2項に掲げる期間において、発電設備等の休止又は廃止等の手続(第107条に規定する手続により最大受電電力が減少された場合を含む。以下「休廃止等手続」という。)の対象となる送電系統を対象とする第88条第1項に規定する申込書類を受領した場合において、系統連系希望者間の情報取得の公平性の観点から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</u></p> <p>六 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が、業務規程第68条の2第1項の要請による同条第3項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合又は第1項第4号若しくは第5号の規定により電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者及び配電事業者は、特別高圧の送電系統の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第120条の2第1項の規定による申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。ただし、<u>第120条の4第1項第4号又は第5号の規定により、電源接続案件一括検討プロセスを開始するときは、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要についての検討を省略することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、<u>第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には</u>、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要な書類を送付する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>一 <u>第122条の4の規定により系統連系希望者（選定事業者を除く。）に対して回答をする場合</u></p> <p>二 <u>選定事業者が選定された場合</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者（選定事業者を除く。） 第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合</u></p> <p>二 <u>選定事業者 第123条の規定による契約申込みを行う場合</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>系統連系希望者は、前項の書類を受領した後に第122条の7の規定による再接続検討の申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 <u>一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>一 <u>系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。</u></p> <p>二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第111条第3項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 <u>一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)</p> <p>第124条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により増加する連系可能量、増加する時期及び連系可能量が増加する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて公表する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、一般送配電事業者及び配電事業者は、この章の規定の適用については前項の規定により公表した日より12か月が経過するまでの間は、休廃止等手続の対象となる発電設備等が休廃止等手続前における最大受電電力のまま連系され、稼働しているものとみなして取り扱う。ただし、休廃止等手続の対象となる送電系統を対象とする電源接続案件一括検討プロセスにおいてはこの限りではない。</u></p>	<p>(電源廃止等により送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少する場合の取扱い)</p> <p>第124条 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、休廃止等手続により、当該電源から送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット以上減少することが確実に見込まれるときは、当該休廃止等手続により減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び電力の流入量が減少する送電系統を系統情報ガイドラインに基づき、速やかに自身のウェブサイトにおいて12か月間公表する。</u></p> <p>(削る)</p>

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

（系統連系技術要件）

第135条 系統連系技術要件には、次の各号に掲げる発電設備（ただし、別表7-1の上欄に掲げる一般送配電事業者の供給区域ごとに、同表下欄に掲げる発電容量以上の発電設備に限る。）について、別表7-2及び別表7-3の上欄に定める一般送配電事業者の供給区域ごとに、それぞれ同表に掲げる発電方式の区分に応じ、同表に掲げる内容を定めなければならない。

一 火力発電設備

二 混焼バイオマス発電設備（地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備（ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。）をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

（系統連系技術要件）

第135条 系統連系技術要件には、法令及び送配電等業務指針のほか、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の規程等を踏まえ、発電設備等及び需要設備を系統と連系する際に必要となる内容を定めなければならない。

別表7-1 別表7-2及び別表7-3に定める内容を系統連系技術要件に定める発電設備

一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
発電容量	10万kW以上	3.5万kW以上	10万kW以上

※ 新設電源及び既に系統に連系している発電設備に適用する。ただし、既に系統に連系している発電設備は、当該発電設備のリプレース（発電設備の全部又は一部の変更（更新を含む。）をいう。）を行うときにのみ適用するものとする。

別表7-2 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクルの発電設備の仕様等

一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下
GFの幅	5%以上	8%以上	5%以上
LFCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上
LFCの幅	±5%以上	±8%以上	±5%以上
EDCの出力変化速度	毎分5%以上	毎分5%以上	毎分5%以上
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分10%以上	毎分10%以上	毎分10%以上
EDC・LFCを可能とする最低出力	50%以下	50%以下	50%以下
DSS（日間起動停止）	要（8時間以内）	要（3.5時間以内）	要（8時間以内）
周波数変動補償（不感帯）	要（±0.1Hz以内）	要（±0.1Hz以内）	要（±0.2Hz以内）

変 更 前 (変更点に下線)				変 更 後 (変更点に下線)																																											
出力低下防止	要	要	要																																												
<p>※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p> <p>別表7-3 系統連系技術要件に定めるガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル以外の発電方式の発電設備の仕様等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者の供給区域</th> <th>北海道</th> <th>沖縄</th> <th>北海道及び沖縄以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GFの速度調定率</td> <td>4%以下</td> <td>4%以下</td> <td>5%以下</td> </tr> <tr> <td>GFの幅</td> <td>3%以上</td> <td>5%以上</td> <td>3%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>LFCの幅</td> <td>±5%以上</td> <td>±5%以上</td> <td>±5%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCの出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度</td> <td>毎分1%以上</td> <td>毎分2%以上</td> <td>毎分1%以上</td> </tr> <tr> <td>EDC・LFCを可能とする最低出力</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>DSS (日間起動停止)</td> <td>二</td> <td>要(4時間以内)</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>周波数変動補償 (不感帯)</td> <td>要 (±0.1Hz以内)</td> <td>要 (±0.1Hz以内)</td> <td>要 (±0.2Hz以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ GFは「ガバナフリー」、LFCは「負荷周波数制御」、EDCは「経済負荷配分制御」、%は定格出力又は標準周波数に対する比率を表す。</p>				一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外	GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下	GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上	LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上	EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上	EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下	DSS (日間起動停止)	二	要(4時間以内)	二	周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)				
一般送配電事業者の供給区域	北海道	沖縄	北海道及び沖縄以外																																												
GFの速度調定率	4%以下	4%以下	5%以下																																												
GFの幅	3%以上	5%以上	3%以上																																												
LFCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上																																												
LFCの幅	±5%以上	±5%以上	±5%以上																																												
EDCの出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上																																												
EDCとLFCを同時に行う際の出力変化速度	毎分1%以上	毎分2%以上	毎分1%以上																																												
EDC・LFCを可能とする最低出力	30%以下	30%以下	30%以下																																												
DSS (日間起動停止)	二	要(4時間以内)	二																																												
周波数変動補償 (不感帯)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.1Hz以内)	要 (±0.2Hz以内)																																												
<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p>				<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程第101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</p>																																											
<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。)</p>				<p>(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)</p> <p>第139条 (略)</p> <p>2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画)</p>																																											

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は<u>発電機別</u>ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>別表8-2 (略)</p>	<p>を含む。)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号の規定にかかわらず、発電契約者は、次の各号に掲げる場合において、<u>発電地点別若しくは放電地点別又は発電設備等別</u>ごとの<u>発電又は放電</u>の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>別表8-2 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備</u>、広域連系系統その他の情報 常時</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)</p> <p>第141条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号(配電事業者にあつては、第2号を除く。)に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、<u>発電設備等</u>、広域連系系統その他の情報 常時</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績及び<u>放電実績</u>、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p> <p>別表8-4 (略)</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関、一般送配電事業者及び配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する<u>発電設備等の設置者</u>を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。</p>
<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者及び配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)</p> <p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電事業者の<u>発電量及び発電余力</u>に関する状況</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者及び配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電事業者の<u>発電量及び放電量並びに発電余力及び放電余力</u>に関する状況</p> <p>五～八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮</p>	<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整(<u>発電機</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に<u>流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は</u>、前項の<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電機</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電機</u>の出力の調整を行う。</p>	<p>流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整等(<u>発電設備等</u>の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に<u>混雑が発生する場合は</u>、前項の<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができない<u>発電設備等</u>の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。</p>
(新設)	<p>(平常時において混雑が発生する場合の措置)</p> <p><u>第153条の2 一般送配電事業者の供給区域内の最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧)の流通設備(連系線は除き、変圧器については一次電圧により判断する。)並びに一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等</u></p> <p>三 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った専焼バイオマス電源及び地域資源バイオマス電源(出力制御が困難なものを除く。)の出力抑制</u></p> <p>四 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った自然変動電源の出力抑制</u></p> <p>五 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った地域資源バイオマス電源(出力制御困難なもの)及び長期固定電源の出力抑制</u></p>
(新設)	<p>(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)</p> <p><u>第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第4号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する流通設備の潮流状況</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が講じた前条の措置の具体的内容</u></p> <p>三 <u>前条第1項第4号に定める措置を行う必要性</u></p>
<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電</p>	<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送</p>

変 更 前 (変更点到下線)	変 更 後 (変更点到下線)
<p>事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の<u>発電機</u>の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整</p> <p>六 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の<u>発電設備等</u>の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整</p> <p>三 <u>発電機</u>(前号の<u>発電機</u>を除く。)の出力の調整の給電指令</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>(電力系統の異常発生時の措置)</p> <p>第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整</p> <p>三 <u>発電設備等</u>(前号の<u>発電設備等</u>を除く。)の出力の調整の給電指令</p> <p>四・五 (略)</p>
<p>(電力系統の異常発生時の<u>発電機</u>の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の<u>発電機</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電機</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる<u>発電機</u>を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(電力系統の異常発生時の<u>発電設備等</u>の出力の調整)</p> <p>第156条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第3号の<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電設備等</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる<u>発電設備等</u>を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した<u>発電機</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の緊急停止(<u>揚水式発電機</u>の揚水運転の緊急停止を含む。以下、この条において同じ。)</p> <p>二 <u>発電機</u>(前号の<u>発電機</u>を除く。)の出力の調整(<u>発電機</u>の緊急停止を含む。)の給電指令</p> <p>三 (略)</p>	<p>(異常時の周波数調整)</p> <p>第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した<u>発電設備等</u>並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の緊急停止(<u>揚水発電設備</u>の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>二 <u>発電設備等</u>(前号の<u>発電設備等</u>を除く。)の出力の調整(<u>発電設備等</u>の緊急停止を含む。)の給電指令</p> <p>三 (略)</p>
<p>(周波数異常時の<u>発電機</u>の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の<u>発電機</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電機</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる<u>発電機</u>を出力の調整の対象とする。</p>	<p>(周波数異常時の<u>発電設備等</u>の出力の調整)</p> <p>第166条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第2号の<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う場合には、<u>発電設備等</u>の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる<u>発電設備等</u>を出力の調整の対象とする。</p>
<p>(連系線の遮断による電力系統の分離)</p> <p>第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、<u>発電機</u>の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、<u>発電機</u>の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(連系線の遮断による電力系統の分離)</p> <p>第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、<u>発電設備等</u>の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、<u>発電設備等</u>の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。</p> <p>3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の起動</p>	<p>(上げ調整力の活用)</p> <p>第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の起動</p>
<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 <u>発電設備</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p> <p>二 <u>火力発電機</u>の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>発電機</u>に限る。)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(予備力の増加)</p> <p>第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。</p> <p>一 <u>発電設備等</u>の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p> <p>二 <u>火力発電設備</u>の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した<u>場合</u>に限る。)</p> <p>三 (略)</p>
<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p>	<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p> <p>二 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</p> <p>ア <u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の<u>発電機</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水式発電機</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>電力貯蔵装置</u>の充電</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)</p> <p>ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の<u>発電設備等</u>の出力抑制</p> <p>イ <u>揚水発電設備</u>の揚水運転</p> <p>ウ 需給バランス改善用の<u>蓄電設備</u>の充電</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p>	<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された<u>発電設備</u>に係る発電契約者又は当該<u>発電設備</u>を保有する<u>発電設備設置者</u>（以下、この節において「<u>発電契約者等</u>」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>	<p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された<u>発電設備等</u>に係る発電契約者又は当該<u>発電設備等</u>を保有する<u>発電設備等設置者</u>（以下この節において「<u>発電契約者等</u>」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</p>
<p>（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明）</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号（ただし、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる<u>発電設備</u>の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明）</p> <p>第184条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項各号（ただし、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる<u>発電設備等</u>の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（電圧調整）</p> <p>第186条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき<u>発電機</u>による電圧の調整を行う。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（電圧調整）</p> <p>第186条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者若しくは配電事業者との合意又は給電指令に基づき<u>発電設備等</u>による電圧の調整を行う。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（給電指令）</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令</p> <p>ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした<u>発電者の発電機</u>の出力の調整及び需要の抑制又は遮断</p> <p>イ・ウ （略）</p>	<p>（給電指令）</p> <p>第189条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令</p> <p>ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした<u>発電設備等</u>の出力の調整及び需要の抑制又は遮断</p> <p>イ・ウ （略）</p>
<p>（手順書の作成）</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 <u>発電機</u>の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（手順書の作成）</p> <p>第191条 一般送配電事業者及び配電事業者並びに受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 <u>発電設備等</u>の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>（異常時の給電指令の理由等の通知）</p> <p>第193条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を<u>発電設備保有事業者</u>に対して直接行った場合において、その指令が当該<u>発電設備保有事業者</u>から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>（異常時の給電指令の理由等の通知）</p> <p>第193条 （略）</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を<u>発電設備等保有事業者</u>に対して直接行った場合において、その指令が当該<u>発電設備等保有事業者</u>から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。</p>
<p>（承認を受けた電源等の取扱い）</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場合においても、次</p>	<p>（承認を受けた電源等の取扱い）</p> <p>第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、<u>発電及び放電</u>に係る計画の変更はできないものとする。ただし、翌日取引へ影響が生じないのであれば<u>発電及び放電</u>に係る計画の変更はできる。また、翌日取引へ影響が生じる場</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																		
<p>の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一 <u>発電設備不具合</u> (作業停止期間の延長を含む。) や系統故障等により発電することが難しい場合 減少変更</p> <p>二 発電に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更</p> <p>2 (略)</p>	<p>合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。</p> <p>一 <u>発電設備等の不具合</u> (作業停止期間の延長を含む。) や系統故障等により発電<u>及び放電</u>することが難しい場合 減少変更</p> <p>二 <u>発電及び放電</u>に係る計画からの増加分と同量以上に運用容量が増加する場合 増加変更</p> <p>2 (略)</p>																		
<p>(緊急時の<u>発電機</u>の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電機</u>の出力の調整を行う。</p>	<p>(緊急時の<u>発電設備等</u>の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる<u>発電設備等</u>の出力の調整を行う。</p>																		
<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表12-1 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" data-bbox="231 793 1347 1024"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td><u>発電設備</u>の 作業停止計画</td> <td>発電計画提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	<u>発電設備</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関	<p>(作業停止計画の原案の提出)</p> <p>第230条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表12-1 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先</p> <table border="1" data-bbox="1620 793 2736 1024"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>計画提出者</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通設備の 作業停止計画</td> <td>作業停止計画提出者</td> <td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td> </tr> <tr> <td><u>発電設備等</u>の 作業停止計画</td> <td>発電計画提出者</td> <td>本機関</td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	<u>発電設備等</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関
対象設備	計画提出者	提出先																	
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																	
<u>発電設備</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関																	
対象設備	計画提出者	提出先																	
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																	
<u>発電設備等</u> の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関																	
<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 発電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電機</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電機</u>を選定しなければならない。</p>	<p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>発電及び放電</u>の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、<u>発電設備等</u>の出力の増加又は抑制によって流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電設備等</u>を選定しなければならない。</p>																		
<p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>(同時同量に関する特別措置)</p> <p>第4条 <u>実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の計</p>	<p>附則(平成28年4月1日)</p> <p>第4条 <u>削除</u></p>																		

画を記載しなければならない。

- 3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項の規定における連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。
- 4 第143条に定める一般送配電事業者又は配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。
- 5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換する。

別表1 需給計画の提出

提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、翌 々月)	週間計画 (翌週、翌 々週)	翌日計画	当日計画
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)	随時
提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力	30分ごと の需要電力 量	30分ごと の需要電力 量
	供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力

別表2 発電計画の提出

提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、翌 々月)	週間計画 (翌週、翌 々週)	翌日計画	当日計画
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※1)	随時

変更前（変更点に下線）						変更後（変更点に下線）	
	提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の供給電 力	30分ごと の供給電力 量	30分ごと の供給電力 量	
<p>（※1）提出日が休業日の場合も含む。</p>							
<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系システムの作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電機を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5～7 （略）</p>						<p>附則（平成30年6月29日）</p> <p>（発電制約量の調整）</p> <p>第2条 一般送配電事業者は、広域連系システムの作業停止計画の調整において、第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電設備等を発電計画提出者へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。</p> <p>5～7 （略）</p>	

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第153条の2及び第153条の3の規定は、令和5年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は平常時において混雑が発生する場合の措置に関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。